『龍虎山志』からみたモンゴル命令文の世界

――正一教教團研究序説――

宮　紀子

一　はじめに――『龍虎山志』簡介――
二　モンゴル朝廷と正一教
(1)　世祖クビライ時代
(2)　成宗テムル時代
(3)　武宗カイシャン時代
(4)　仁宗アユルバルワダ時代
三　命令文の體式
四　石の齢を越えて

一　はじめに――『龍虎山志』簡介――

十四世紀、青花磁器の生産開始によって世界にその名を轟かせた江西省の景德鎭、そこから鐵道で丘陵のゆるやかな傾斜とクリークの中に連綿とつづく水田を車窓にみながら南行すること約三時間、交通の要衝で方言の坩堝ともなっている鷹潭驛に降り立つ。驛前から西南郊外に二十キロも行けば、さほど高くはないが異様な形の深綠に覆われた岩山の連なりと靜かに滔々と流れる淸河が見えてくる。『水滸傳』冒頭の風景描寫とはかけ離れた、〝小桂林〟こと信州は貴溪縣の龍虎

山である。この地は、張道陵以來、歷代漢天師が住まい、孔子の子孫衍聖公の居城曲阜と並び稱されてきた。前面に河、後ろに山が控え、さながら要塞のごとき天師府、こんにち貴溪縣が誇る廣大な水田地帶、豊かな植生、木材、石材、そして金、銀、鐵、銅の產出量は、歷代天師がなぜこの地を據點としてきたかを我々に知らしめる。

龍虎山は、曲阜と同樣、とりわけ十三、十四世紀に、モンゴル朝廷の庇護のもと、正一教として認められ、未曾有の繁榮を享受した(1)。正一教の道士たちは、おもに儒教と道教を統括する集賢院のもと、中央、地方のさまざまな文化事業に參畫、重要な役割を果たした。

とうじの正一教についての比較的纏まった研究書としては、孫克寬『元代道教之發展』（臺灣中央書局　一九六八年十一月）がまず擧げられる。ただ、『元史』の本紀、釋老傳、『漢天師世家』を軸に、元人文集から關連の部分を拔粹、整理するにとどまり、むしろ資料集としての性格が強かった。そのご、陳垣・陳智超・曾慶瑛『道家金石略』（文物出版社　一九八八年）が刊行された。全眞教の石刻資料の量に比すれば格段に少ないものの、益するところは大きかった。近年、高橋文治は、同書に收載される碑刻文書をフル活用し、モンゴル朝廷と全眞教、正一教を中心とする道教教團の關係、教團內部のシステムを解明しつつある(2)。

ところが、じつはモンゴル時代にすでに正一教の全貌を知るための書物が作られていた。皇慶二年（一三一三）、ときの大カアン仁宗アユルバルワダの聖旨（ジャルリク）によって、翰林侍講學士の元明善が編纂した敕撰『龍虎山志』がそれである。この書の存在自體は、『程雪樓集』卷一五「龍虎山志序」、『道園學古錄』卷二五「河圖仙壇之碑」、そして（從來全く利用されなかったことが信じがたいが）雍正帝の寵を得た龍虎山の法官婁近垣の『重修龍虎山志』（乾隆五年／一七四〇）によって知りえた。『重修龍虎山志』卷一六「藝文・表八」收錄の玄教嗣師吳全節の「進龍虎山志表」によれば、皇慶二年（三月）「二月」辛巳(3)、かねてよりカアンの聖旨のもとに重建されていた大上淸萬壽宮の完成報告として、吳全節が集賢院を通じ繪圖を獻上した際、その解說書ともなる『龍虎山志』の編纂を併せて願い出た。太保のクチュと集賢院大學士の李邦寧がアユ

ルバルワダに上奏し、元明善に編纂の敕命が下った。吳全節に序文を依頼された翰林學士承旨の程鉅夫のことばを借りれば、〝山川の奇、人物の盛、前後宮宇の廢興、累朝恩數の隆尚が、此の書に聚め〟られていた。全三卷、四冊に仕立てられたという。

その『龍虎山志』の姿を今に傳えるテキストが、臺灣故宮博物院に藏される。[4] 大型の美本で、卷頭には元明善と程鉅夫の筆跡をそのままに寫す序文が掲げられる。[5] 元明善によれば、天下の名山の中で、敕命をもって志が編纂されるのは、龍虎山が最初であった。彼は正一教側によって提示された資料をもとに、「山水」「宮宇」「人物」「法籙」「詔誥」「碑刻」「題詠」の七項目に分類、整理し、上中下三卷に編纂しなおした。現行のテキストでは、卷上は「山水」から「人物」まで。卷上の目錄は、途中から缺落しているが、實際の中身と照合すると、「人物」は上・下二編に分けられ、上編に歷代天師および（こんにち缺落しているが）大宗師、嗣師、宮門を、下編に宋代以降の高士（やはり途中から缺落）[6]を收錄していたと考えられる。卷中、下の目錄はのこっていないが、「法籙」（缺落）「詔誥」（大元より前の歷代の制誥は缺落。ただし、「大元制誥」も「天師」の後半部が脫落）が中卷、「碑刻」「題詠」が下卷である。程鉅夫の序は、延祐元年（一三一四）正月二十七日附け、したがって元明善の編纂作業自體は、一年弱で終了したことになる。アユルバルワダへの獻上は同年四月に行われた。

この『龍虎山志』は、歲月とともに版木が摩滅し四十四代天師張宇清のころには僅かにその一、二を殘すのみとなってしまった。そこで、四十六代天師張元吉の敕授贊敎（補佐役）の周召は、[7] 重修、增訂を計畫した。彼は、あくまで元（もと）のテキストの體例を尊重し、上中下の三卷構成を踏襲した。そして、天師世家については該當箇所の後に新規增加分の傳を插入、張留孫、吳全節以下の遺漏および大元時代以降の人物の事跡、山水、宮宇、題詠等については、別に附錄一卷をもうけて續編とし、以後の增訂者にも同樣の處置をとることを希望した。

現行のテキストは、全卷を通じてこの周召の增訂を經たものである。版木の縱の長さ、書體がことなる箇所はあきらか

に増補分、また巻上「山・西嶓山」の項に宣德年間の記事が見えること、巻上「人物・天師」が巻中と重複する制詰をいくつも收錄、しかも巻中に比べて誤字が多く改竄、加筆が認められ、「聖なる語」で改行しないこと、延祐元年よりあとの記事が散見され、至正十三年（一三五三）に行われた三代から三十四代天師への加封が各天師の項に記されていること、増補された三十八代から四十四代の天師についても同じ書體で書かれていることから、舊書にできるだけ似せながら（増補部分以外は、謄寫、覆刻を原則として）新たに版木が作製されたこと、間違いない。極度に右上がりの書體で記される四十五代の張懋丞[8]については、さらにそのあと増補されたものだろう。巻中の「大元制詰」のうち、天師の項の末尾の至正十三年「補贈歷代天師職號」は周召による増補、それ以外は原型のままと看做し得る。アユルバルワダへの獻上後の延祐二年七月の制詰も收錄するが、これは同年の版木作製の段階で吳全節等によって追加されたものだろう。巻下の「碑刻」も巻頭の〝由南唐歷宋元至今〟の一句のみは改竄だが、元明善の編纂時のままの姿を留めた覆刻である。したがって、本書を元刊明代修補續增本とするのは正確ではないが、當時の姿を十分に窺わせるテキストといえる。なお、續編については一巻のみの筈にもかかわらず、現行のテキストでは〝巻之一〟と冠し、あたかも複數の巻から構成されているように見える。巻末を缺くため、はたして何巻構成なのかは不明だが、周召よりさらに後の手が入っている可能性もある。

ちなみに四十三代天師張宇初は、永樂年間、〝舊志の疎淺凡近の多きを病み〟、弟でのちの四十四代天師張宇清と配下の李唐眞に、『龍虎山志』十巻をあらためて編纂させていた[9]。ところが、周召はこのテキストを完全に黙殺した。ぎゃくに、『四庫全書總目提要』所載の『龍虎山志』、すなわち五十代天師張國祥續修、五十一代天師張顯庸同修の『續修龍虎山志』三巻（中國國家圖書館藏、天啓六年刊本）は、周召の増訂本を目睹していながら、彼の經歷について全く述べず、彼が提示した編纂方法も踏襲しない。『續修龍虎山志』を底本にし、さらに獨自の收集資料を加えた婁近垣『重修龍虎山志』も、周召については一切言及していない。

そこには、正統十四年（一四四九）、皇帝がオイラト部のエセンに捉えられたいわゆる「土木の變」と景泰帝の卽位、天

順元年（一四五七）の正統帝の復位、成化年間の衍聖公孔洪緒、正一嗣教張元吉の獄[10]という一連の政局の中での天師府の浮沈、ひいては天師府内の勢力争いが絡んでいる可能性がきわめて高い。

ともあれ、周召がモンゴル時代の天師府の威光、榮華を現在、未來に、そして張留孫、吳全節の姿を天師の補佐たる自身に重ね合わせていたことは、疑いない[11]。末路はともかく、四十六代天師は、洪武帝以來の銀印ではなく金印と玉印を得るなど、明代の正一教を最も輝かせた。それに、この元刊本の姿をうかがわせるテキストの出現によって、大元、明、清の正一教を『龍虎山志』の諸本を軸に通覽できるようになったことの意味は大きい。また、從來使用されてきた『續道藏』所收の『漢天師世家』は、四十二代天師のときの編纂とされ、洪武九年正月の宋濂の原序を留めるものの[12]、實際には洪武二十三年頃、四十三代天師張宇初が刪校增廣したテキストを、さらに萬曆三十五年に五十代天師張國祥が增修したものである。つまり、常に『龍虎山志』とセットで、そのときの政治情勢、龍虎山の立場を濃厚に反映、主張しながら編纂しなおされてきた。周召增訂の『龍虎山志』「人物・天師」は、『漢天師世家』の原資料であり、これらの資料を以前より客觀的に檢討することが可能になった。

本稿では、まず手始めとして、この元明善『龍虎山志』のみに收錄される大元ウルス朝廷發令の大量の命令文、碑記（とくに敕建碑）によって、混一以後延祐初年までの正一教の歷史を、三十六代から三十八代の張天師および張留孫、吳全節の官職の變遷を軸に整理しなおし概說する（紙幅の制限により、本稿では集賢院、道教所の職務、運營、正一教道士と官僚たちの文化交流、全眞教との比較等については踏み込まない）。『元史』の本紀は、成宗テムルの後半以降、道教について觸れることがほとんどなく、既知の典籍、碑刻資料の編年も必ずしも正確ではないが、『龍虎山志』に收錄される命令文には、發令月日が記されている。張天師、張留孫等の年度ごとの肩書きを把握しておくことは、さまざまな典籍の刊行、碑文の立石の年次の比定にも役立つ。なお、命令文そのものについても檢討しておきたい。これらの命令文の中には、モンゴル語を漢語口語で直譯したいわゆる直譯體の聖旨九件も含まれる。蔡美彪『元代白話碑集錄』（科學出版社　一九五五年）に

は、龍虎山正一教のための命令文は收錄されていないうえ、江南の碑自體、武當山大五龍靈應萬壽宮の一通のみであった（こんにち陸續として報告されつつある新發現の直譯體碑にも、管見の限り江南のものはない）[13]。『道家金石略』や『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編（以下『北拓』と略す）』（中州古籍出版社　一九九〇年）、『元典章』をはじめとする一連の政書にも見えない未紹介の直譯體聖旨群である。『龍虎山志』の價値をもっとも高からしめているといってよい。一教團に宛てて發せられたさまざまな時期のさまざまな文體の命令文を、收集の勞なくして、こんにち我々は一氣に得たわけであり、これらを詳細に分析すれば、全眞教や太一教、大道教、佛教、ネストリウス派キリスト教等の代表者、道觀、寺廟に宛てて發令された命令文の見直しはもとより、大元ウルスの命令文の變遷、大系を理解、整理するうえで重要な手がかりとなることは、まちがいない。

二　モンゴル朝廷と正一教

(1)　世祖クビライ時代

一二五九年、鄂州に侵攻しつつあったクビライは、腹心の太一教の道士王一清[14]を江南に遣わし、三十五代嗣教漢天師張可大から「のち二十年、天下まさに混一すべし」との豫言を得た[15]。眞僞はともかく、記錄に現れる正一教との最初の接觸である。使者の派遣自體は、同年閏十一月、華北道教を統括する全眞教の姜善信を開平府に招致する令旨（ウゲ）を發していること[16]、南宋攻略の布石といった點からすれば、じゅうぶんに有り得る話ではある[17]。

張可大は王一清との邂逅の四年後の景定三年／中統三年（一二六二）に亡くなり、次男の宗演が弱冠十九歳で三十六代天師となった[18]。至元十二年（一二七五）、十六年間抑留されていた國信使郝經等の歸還が果たされ、バヤンの活躍により揚子江以南の制壓がほぼ確實となると、クビライは、臨安の南宋朝廷の降伏をまたず、四月二十九日、兵部郎中の王世英、

刑部郎中の蕭郁に詔を持たせて龍虎山に遣わし、張宗演を招聘する。[19] かつて太宗オゴデイが移剌楚才（耶律楚材）に命じて金末汴京の戦亂の中から先聖五十一代孫衍聖公孔元措を、南宋、金、モンゴルの三勢力が拮抗した曲阜では孔元用をいち早く保護したように、道教のトップの張天師を迎えることで、中華におけるモンゴル王朝の正統性、文教政策に熱心な姿勢を示そうとしたのである。[20] 七月十四日には、さらに江南に使者を派遣し〝儒、醫、僧、道、陰陽の人等を搜訪〟させた。[21] 張宗演の招聘は、南宋朝廷の降伏した翌至元十三年の四月十九日にもなされ、張宗演は張留孫、孫景眞、李嗣仙等數十人の弟子を擇び從えて八月に入覲した。[22] そして、至元十四年春正月、[23] 長春宮にて醮を執り行ったあと、龍虎山への歸還を願い出て、クビライより玉冠、玉圭、金織文服、さらに演道靈應沖和眞人の號を賜った。

『龍虎山志』卷中には《授三十六代眞人》として、このとき發令された雅文漢文の聖旨が收錄される。じっさいの正本は、以下の漢字音をパクパ字で表記したものであった。[24]

A **上天眷命せる皇帝の聖旨**：嗣漢三十六代天師張宗演卿は、心は法統を傳え、體は眞風を粹にし、黃庭大洞之科を廣げ、正一盟威之籙を持す。爰に淸たり爰に靜たり、信を以てし誠を以てす。三尺の靑蛇は冥漠に於いて鬼神を役し、一杯の明水は邇遐に於いて妖孽を淨す。既に開濟之功を宏くすれば、宜しく褒崇之號を畀うべし。演道靈應沖和眞人**を特賜す可し。宜しく**張宗演**に令すべし。此を准けよ。**至元十四年二月日。

また、『廬山太平興國宮採訪眞君事實』（『道藏』、『藏外道書』所收）卷四「元朝崇奉類・聖旨文字」に、おそらく同日に發令されたパクパ字モンゴル語命令文に副本としてそえられた直譯が載る。ほんらい、『龍虎山志』にも收錄されていたはずであるが、現行のテキストでは、天師に對して發令された直譯體聖旨の部分がまるごと缺落してしまっている。

B **長生の天の氣力の裏に、大いなる福廕の護助の裏に、皇帝の聖旨**：城子裏、村子裏、達魯花赤官人每根底、來往行（路）［踏］す底使臣每、管軍的官人每、出軍底人每、衆くの先生每、百姓每根底、宣諭す的聖旨：成吉思皇帝、哈罕皇帝の聖旨の裏に：「和尙、也里可溫、先生、達失蠻は、不揀甚麼差發も休著者。天を告し俺每の與に祝願者」

と道った的で有っ來。「如今であっても已先の聖旨の體例の裏に依著して、和尙、也里可溫、先生、達失蠻は、不揀甚麼差發も休著、太上老君の敎法の裏に依著して、天を告し俺毎の與に祝願者」麼道、**這の信州龍虎山上清正一宮に住持する張天師根底執り把っ著行的聖旨**を與え了也。更有天師の本戸の演法觀＊を頭と爲す諸の宮觀の裏に、房舍の裏に、使臣毎は休下者。不揀是誰、氣力に倚って休住坐者。宮觀の裏に休斷公事者。倉糧は休頓者。不揀甚麼休頓放者。鋪馬、祇應は休著者。商稅は休與者。但そ宮觀に屬す底田地、水土、竹木、碾磨、船隻、園林、解典庫、店、浴堂、鋪席、酒醋は、不揀甚麼差發であっても休要者。俺毎的明降せる聖旨が無かった呵、諸色の投下を推稱し著、於先生毎根底、不揀甚麼休索要者。先生毎也休與者。更に先生毎は不揀甚麼公事であって呵、這の天師的言語の裏に、太上老君的敎法の裏に休別了、理に依って行踏者。更た俗人毎根底休歸斷者。先生毎與俗人毎に折證的言語が有った呵、倚付し來的先生毎の頭目與城子を管する官人が一同に理問歸斷せ者。若し先生的體例に行わず行的公事は、說謊做賊的先生毎は、於城子を管する達魯花赤官人毎根底分付け與え者。更た這の張天師は「執把著行的聖旨が有る」麼道、體例に無い公事は休行者。行った呵、俺毎根底說者。怎生般に道的も、俺毎は識る也者。（至元十四年二月初十日）［聖旨（↑俺的）は、牛兒の年の二月初十日、大都に有る時分に寫い來］。

＊『龍虎山志』卷上「天師家廟」〝天師家廟者、四代天師作於信州之龍虎山祀其祖天師、其子孫、世祀世祔、今三十七代廟、舊在上清宮西二十里、宋敕賜額曰演法觀〟

このA、Bふたつの聖旨とBに對應する「上清正一宮提點」の銅印の給付を踏まえたうえで、〝這の演（法）［道］靈應冲和眞人張天師根底「江南の田地の裏の應有的衆くの先生毎の頭兒と爲って掌管せ者」麼道這の般な聖旨を與え了也〟と宣諭する、すなわち江南諸路道敎所[25]の代表に任ずるモンゴル語の聖旨Cおよび二品の銀印が下された。『元典章』卷三三「禮部六・道敎」は、その直譯を、中書省に由る公布を適宜節略した形で、【宮觀不得安下】と題し掲載する（書式、內容はBに酷似）。日附は同年の十一月となっている。『元史』の本紀が〝嗣漢天師張宗演に演道靈應冲和眞人、［管］領江南

諸路道教を賜う〟とあたかもA、C同時に發令されたようにいうのは、正しくない。A、Bの發令と同じ二月に亢吉祥、怜眞加、加瓦八の三名を江南釋教の總攝とし、僧の租賦を免除し寺宇を擾すことを禁じる聖旨がくだされているので、(26) Cがもとは二月からそう遠くない時期に發令、十一月に再度引用された可能性も否定はできないが、七月以降の江南行臺、提刑按察司、江西行省の設立、八月に南北の官吏の遷轉の體例が暫定的に制定され江南運營の枠組みが整えられはじめたこと、十一月の江南平定宣言を考えれば、十一月の發令はそれなりの說得力をもつ。

なお、Cには本來、江南における張宗演の度牒發給權を認める一文もあったにちがいない。『元典章』の同じ巻の【有張天師戒法做先生】に〝在前薛禪皇帝の聖旨に：江南の田地の裏に有的先生每は、張天師が掌管し着、太上老君的の教法、張天師的言語の裏に行者。張天師の文字の無い的は休做先生者〟とあり、『龍虎山志』巻上「人物上・天師」は〝自ら牒を出して人を度し道士と爲すを得、諸路は道錄司を設け、州は道正司を設け、縣は威儀司を設け、皆焉れに屬す〟という。さらに、『洞霄圖志』（臺灣國家圖書館藏影元鈔本）巻五「人物門・洞霄宮住持題名」を見ると、至元十五年十一月に〝管領道教所、師の箚付〟によって杭州洞霄宮の各職が一括任命されている。

いっぽう、張宗演のかわりに朝廷に留まった弟子の張留孫に對しては、至元十五年五月二十九日にいたってはじめて凝眞崇靜通玄法師、江南諸路道教都提點の肩書きを特賜するA型の命令文が下された。つづいて九月と閏十一月に、〝**長生の天の氣力の裏に、皇帝聖旨**〟と冠して、〝**宜令**張留孫。**准此**。〟で終わる命令文（かりにA′型とする）が銀印（秩三品）とともに與えられた。(27) 前者は、〝江北、淮東、淮西、荊襄等の路の新附せる州、城の道衆の勾當を管領す可し。餘は故の如し〟と命じ、後者は、張留孫の居場所である上都、大都の崇眞萬壽宮の建設を踏まえ、總攝兩淮荊襄等路道教勾當、江南諸路道教都提點の役職に加えて玄教宗師を特賜する。また、至元十六年二月十五日には、張天師のCの命令文に對應する璽書が發令された。(28) その一節に〝這の張宗師根底「淮東、淮西、荊襄等の路の田地の裏の應有的衆くの先生每根底掌管せ者」張宗師根底執り把て行的聖旨を與え了也〟という。兩淮荊襄等路道教所ではいちおう代表だが、江南諸路道教所で

は管領の張天師の配下という構造である。祈禱によって皇太子チンキム、皇后チャブイ等の寵を得たとはいえ、クビライは、あくまで張天師を先に立てたのである。クビライが當初、張留孫に天師號を與えようとしたとする趙孟頫の「張留孫碑」、張留孫の進言によって張天師に眞人號が與えられたとする虞集の「張宗師墓誌銘」（『道園學古錄』巻五〇）、吳澄の「道行碑」（『臨川吳文正公集』巻三二）等は、かなりあとの大德十年に出現する逸話にもとづいており、阿諛とみなしておくべきだろう。「張上卿」の銘を刻んだ劍を與えたのも、クビライではなくチャブイである。[29]

張留孫が荊淮の道教を掌ることになって三ヶ月後の五月、宗師の父たる張九德にも奉議大夫信州路總管府治中（資品、職品ともに正五品）が授けられた。しかも張九德は翌十七年二月に大中大夫同知浙東道宣慰司事（從三品）に昇進、二十二年十一月に同知江東道宣慰司事に配置換えと、張留孫の江南での權益、業務連絡を保證、サポートさせるかのごとき人事異動がなされた。至元十八年の夏には、弟子の陳義高が招聘されチンキムの近侍となって北邊に從軍する。[30]二十三年には張留孫の師である李宗老も靜安沖妙崇教法師、江東道道教都提點を授けられ、上清正一宮に住持する。[31]少なくとも至元十六年以降、中書省、樞密院、御史臺ほか百官の上奏は、まず皇太子チンキムに對してなされた。チンキムが國政を預かるにあたっては、太一教宗師李居壽のクビライへの進言等もあったといい、[32]チンキムを中心にあらたな道教管理の構想が進められたことは、おそらく間違いない。[33]そのさなかの至元十七年七月、張留孫は咬難とともに、クビライ、チャブイ、チンキムの命を奉じて龍虎山、閣皂山、三茅山へ代祀に派遣された。同時に江南の名山を歷訪し高士を保擧する任務（のちの集賢院の職務につながる）および張天師をお迎えにいくという特命も帶びていた。[34]のち二十四年二月にもほぼ同目的で龍虎山、閣皂山、三茅山の代祀に派遣され、一門の王壽衍等も隨行、このとき龍虎山で修行中の吳全節を朝廷に連れ歸る。[35]（ちなみに、正一教の道士に課せられた江南遺逸の保擧の任におけるもっとも早い例は、至元十三年バヤンの推薦によってクビライのもとに入覲した杭州宗陽宮の杜道堅である。[36]）

「張留孫碑」によれば、かれは至元十七年の派遣から歸還すると、商議集賢院事に拔擢され、『道德經』以外の道書は

全て燒却處分されるはずであったのを僞經三十九種に留めるよう、チンキムに嘆願し『道藏』を救った[37]。また、翰林院と集賢院を分立せしめ、前者は〝詔誥國史を掌り〟、後者は〝天下の賢士を館して以って道教を領し〟て、〝道官及び宮觀主者を置き、印の五品に視しきを給する〟ように上奏した。分立は、『元史』巻八七「百官志」によれば至元二十二年のことである（全眞教の代表者であった祁志誠は、二月に張志仙を後任とする申請書をいったん集賢院に提出、カアンに上奏してもらう手續きを踏んでいる[38]）。

しかし、じっさいに張留孫が商議集賢院道教事となったのは、至元二十五年七月で、『龍虎山志』にA′型の命令文が收錄されている[39]（したがって「張公家傳[40]」にいう〝預議集賢院〟は官名と解してはならない）。「張留孫碑」にもとづく「張公家傳」、「墓誌銘」は、分立をそれぞれ至元十八年、至元十四年のこととして、この間の「張留孫碑」の記事を配列しなおし辻褄をあわせようとするが、成功していない。『道藏』云々の話にしても、至元十七年から十八年にかけて張天師をはじめとする各道教の代表者が招聘されているのは、ひとつにはまさにこの討論のためであって[41]、張留孫ひとりの功に歸することは難しい。また、この前後で語られる、張留孫が武宗カイシャン、仁宗アユルバルワダの名付け親であった話、サンガの失脚した二十八年にオルジェイを右丞相に推薦した話、二十九年の通惠河の開設の議への貢獻などは、じつは至治二年（一三二二）死ぬ直前の趙孟頫が敕を奉じて撰し、天曆二年（一三二九）吳全節が張留孫ゆかりの大都東岳廟[42]に立石したこの「張留孫碑」に始まるのであり、同じく敕撰で張天師、張留孫を稱揚する『龍虎山志』をはじめ、それ以前の資料にはまったく出てこない。敕撰碑であっても、否、むしろ敕撰だからこそ、その時々の政權、立碑者の思惑、事情が反映される（虞集は確實に『龍虎山志』をみているが、吳全節の意を汲んだかれは、あえて「張留孫碑」の記述にしたがおうとする）。編年など單純な事柄さえも正確である保證は、「張留孫碑」に限らず、じつは、ないのである。

ひるがえって、至元二十五年七月發令の命令文において、張留孫の職務が總攝淮東淮西荊襄等路道教勾當、江南諸路道教都提點から總攝江淮荊襄等路道教都提點に變化している點も注目される。翌至元二十六年六月二十九日には、江南の行

省、行臺、行司農司以下に通知するC型の命令文が出され、その一節に〝這の張宗師は江淮荊襄等の路の田地の裏の應有的衆くの先生毎を總攝し頭兒と爲って掌管せ者〟という。同じC型の至元十六年二月の命令文と比較すると、やはり淮東淮西荊襄が江淮荊襄に變わっており、この行政區畫に明確な區別が存在したことがうかがわれる。聖旨冒頭の通知先からすれば、この時點の江淮荊襄に江南行臺の管轄地域が含まれることは確實である。その江淮荊襄等路道教所において、勾當官から都提點に昇進、格上げされた。元明善はこの變化を「掌荊淮道教」から「總攝道教」ととらえた。こののち張留孫の肩書きに江南諸路道教都提點が書かれることはない。この張留孫の處遇は、至元二十四年に招聘され朝廷にて集賢院の道教管理システムの整備（儒學管理については同年二月に集賢院の南北の諸儒、衆官が聖旨を受けて講究している[43]）に取り組んでいた張宗演が、翌二十五年二月四日に集賢院を通じてクビライに上奏、裁可を受けたいくつかの案件の結果によるものと見られる。このとき、複數の宮觀の住持兼任が禁じられたほか、護持聖旨の申請は、いったん管領江南諸路道教所等を通し、推薦狀を添えて集賢院に提出、集賢院使のアルグンサリからカアンに上奏してもらう、という方式が採用されている。[44]

龍虎山では、ちょうどこのころ、上清宮の大殿、元壇、壇樓、三門の新築がはじまり、周邊の路でも、上饒の萬壽眞慶宮をはじめ宮觀が林立、千人近い學徒を抱えるようになっていた。正一教の盛行は誰の目にも明らかになりつつあった。[45]ところが、張宗演は、至元二十八年十一月に死去、クビライは、張留孫より陳情を受けて、翌至元二十九年正月十日、長男の與棣が後を嗣ぐことを認可するA′型の命令文を發令、二十九日にはかれを招聘する詔を出す。[46]そして、四月には、A型の命令文を發令、體玄弘道廣教眞人の號を宣授、父と同じ管領江南諸路道教を特賜、金冠法服を與えて龍虎山に歸した。[47]

(2) 成宗テムル時代

至元三十一年正月、こんどはクビライが崩御、四月、孫の成宗テムルが上都にて卽位する。大都の張留孫は、いちはや

く吳全節以下の屬をつれテムル、皇太后のココジン（チンキムのカトン）のもとに參上した。ために、テムルは七月八日、行省、行臺、行司農司以下に宣諭し、歷代カアンの先例に依據したうえで、〝這の張宗師は江淮荊襄等の路を總攝し頭兒と爲って衆くの先生每根底掌管せ者〟といって張留孫に執り把て行くC型の聖旨を與えた。內容は、至元二十六年の聖旨と全く同じであり、カアンの代替わりで無效になった聖旨を更新、安堵したものとみられる。じっさい、『龍虎山志』は、この聖旨に《申命總攝道敎》の標題をつける。また、同月、冲素崇道法師吳全節に南岳廟提點を授けるA′型の命令文を發令した（吳全節の傳記である敕撰「河圖仙壇之碑」は元貞元年の制に誤り、しかも冲素崇道法師の稱號もこのとき得たもの、とする）[48]。さらに、請われるままに張留孫の師である張聞詩に眞人號を與える「上天眷命，皇帝聖旨……主者施行」式（かりにD型と呼ぶ）の雅文聖旨も贈った[49]。

いっぽうで、テムルは王壽衍を龍虎山に遣わして天師たる張與棣を招聘することも忘れてはいなかった。來京するとさっそく翠華閣、萬歲山圓殿などで祈禱を行わせた[50]。ことに長春宮で開催された七晝夜の醮は、南北の道士千人餘りを集めた大規模なものだった、という。翌元貞元年二月二十八日には、延春閣にて醮を設け、張與棣、張留孫、全眞敎の張志仙等十三人にそれぞれ玉圭がひとつずつ下賜された。全佛敎の統括者たる帝師には寶玉の五方佛冠を賜っており、各宗敎代表者を一同に會する一大イヴェントであったことがうかがわれる[51]。さらに、このとき張與棣は祖天師張道陵、三十五代の張可大にそれぞれ加封、特贈するD型の雅文聖旨二通も拜受した[52]。テムルの正一敎天師への尊重を示す象徵であった。

なお、張留孫の弟子で、チンキム亡き後、テムルの兄晉王カマラに仕えていた陳義高に崇眞萬壽宮提點が授けられ（A′型）、大都留守司の段貞に敕して萬壽宮周邊の民地を購入、璇璣殿の增築も開始された（いご正一敎は大都留守司と密接な關わりをもちつづけることになる）[53]。

七月に入ると、江南諸路の天慶觀をすべて玄妙觀に改め、祭壇の宋の太祖の神主を毀つよう命ずる聖旨が出された[54]。

〝凡そ省臣、守臣、軍府外署の其の治に在る者は、歲時朔望、咸集り而して祝釐焉。他觀は與比を得る莫し。故に天下の

玄妙觀は宏莊嚴飭，敢えて怠荒すること罔し〃というごとく、[55]孔子廟と同様の機能を持たせ、各路において醮を行わせるためであり、[56]杭州の道士にいたっては、前朝の碑石の「天慶」の字まで悉く鑿つ極端な擧に出たらしい。[57]

この同じ月、張留孫は、新たに弘教沖玄眞人（張天師の六字號を越えないよう配慮されている）の號を加えて商議集賢院道教事から同知集賢院道教事に昇進させるというA′型の命令文を受け取った（翌年四月二十二日には江南向けにかれが同知集賢院道教事となったことを確認、知らしめるC型の命令文も發令された）。[58]いずれも『元典章』巻七「吏部・官制」《職品》や『元史』巻八七「百官志」の集賢院の條には見えない役職だが、道錄司、各宮觀の提點、提擧をはじめ、〃仙官〃の位階はおもての官制表に現れないだけのことである。

張與棣はそのごまもなく崇眞萬壽宮にて客死した。天師となってわずか四年足らずであった。與棣の跡を嗣いだのは、弟の與材。吳全節が招聘の使者として龍虎山に赴き、張與材は元貞元年に大明殿に參內した。[59]そして翌二年正月末、テムルは三十八代天師張與材に對し、太素凝神廣道眞人の號と父、兄と同じ管領江南諸路道教を授け、二月某日づけのA′型の命令文が發令された。[60]同時に天師補佐役の熊貴實、李志立を龍虎山大上淸正一宮の住持提點、提擧知宮に任命するA′型命令文も出された。[61]張與材はいくつかの案件をまとめて集賢院から代奏してもらい、その結果、二十八日に、行省以下に宛てて張天師に不恭を致さないよう、璽書が數通降された。〃自ら牒を給し人を度して道士と爲し、宮觀の差賦を免じ、法籙を申護し、遠輸の役を免じ〃られたというから、C型の命令文だろう。[62]また、三月には張與材の母の周惠恭に玄眞妙應仙姑の號を賜うD型の詔も降された。[63]

張與材は、歷代天師のなかでも相當にやり手の天師であった。大德二年、詔を奉じて嘗ての三十五代天師の再現よろしく海鹽、潮官二州の海潮の調伏をこなし、折しも火災に遭った龍虎山大上淸正一宮の重建にあたっては、所屬の宮觀の收益を徵收、さらに張留孫とともにカアンに訴え費用の大部分を江浙行省から捻出させることにも成功（カアンから江浙行省への使者には吳全節がたった）、わずか一年後には以前にもまして威容を誇る大上淸正一宮が完成したのであった。[64]五年にカア

ンからの使者吳全節が龍虎山に到來、再び朝廷に參內し、まず左丞相ハルガスン・ダラガンの依賴で京畿の旱魃を救うべく雨乞いの祈禱を行い成功、上都に直行してトイに參加、六月には壽寧宮、延春閣にて醮を行い、さらには暖冬の年に祈禱によって雪を降らせた、と見せてテムルを喜ばせる。六年四月、上都へ移動する朝廷に辭し歸途につくが、この時あらためて二品の銀印を授けられた。李志立と章似志をそれぞれ大上淸正一宮の住持、提擧に昇進させるA′型の命令文二通のほか、集賢院に推薦狀を添えて申請しておいた徐懋昭、吳以慶、傅應辰等の各路道觀住持提點への任命書も纏めて持ち歸る。八年には、今までの功績を江浙行省および張留孫から申請させ、その結果、三月に正一敎主兼主領三山符籙の肩書きを加授するA型の命令文、および父の三十六代天師に眞君を追贈するD型の命令文を獲得する。(65)「大上淸正一萬壽宮」の正式な賜額もこの年のことである。

かたや吳全節は大德二年八月に陳義高の後を受けて大都崇眞萬壽宮提點に任ぜられ、張留孫のほうは、大上淸正一宮が完成した大德三年の七月、玄敎大宗師の肩書きを加えられて、それぞれA′型の命令文を授かった。(66)大德九年八月には、張留孫の亡父張九德に昭文館大學士通奉大夫の官、莊敏公の諡、亡母の周氏に淸河大夫人を追贈するD型の二通の命令文が出された。ただし、張天師の亡父への追贈より一年以上遲れており、あくまで張與材を先に立てる大元ウルス朝廷の姿勢は變わっていない。つねにカアン、カトンの膝元にいる張留孫、吳全節とより緊密な關係が築かれるのは當然の成り行きであったが、(67)天師の尊重というクビライ以降の基本方針は守られていたのである。

ところが、翌大德十年六月、A′型命令文が發令され、張留孫に特賜上卿を加え一品の仙官とし、さらに總攝江淮荊襄等路道敎都提點から總攝江淮荊襄等路道敎所へ、すなわち名實ともに代表として、張天師の管領江南諸路道敎所と比肩する官職を與えたのである（江淮荊襄等路道敎都提點の職にはA′型命令文を以て吳全節を任命。ただし、この時點では彼に〝總攝〟は許されていない）。この詔は、張留孫が天師の號を辭退したので、そのかわりに上卿を賜ったのだ、と言明する。(68)しかし、既述のとおり、チャブイ等がそう呼んで以來習慣となっていただけであって、上卿の號を正式に命令文をもって加えられた

ことは、なかった。ここであらためて特賜したことは、現職の天師への氣持ちが急轉したとしか思えない處置である。ときに、廢人同様のテムルをかかえ、一粒種の幼い皇太子テシュを前年の十二月に亡くしたブルガン・カトンが、權力維持のために策謀をめぐらしている最中のことであった。

(3) 武宗カイシャン時代

成宗テムルの崩御の公表にはじまった大德十一年は、モンゴル帝國の歴史の中でも屈指に激動の一年であった。ブルガン・カトンと安西王アーナンダの政權掌握、成宗テムルの甥アユルバルワダとその母ダギによるクーデタ、アユルバルワダの實兄武宗カイシャンのアルタイ方面からの大旋廻、五月の卽位まで、大元ウルスの政局はめまぐるしく變動した。

そのとしの九月、カイシャンは大都崇眞萬壽宮提點に夏文泳（のちに張留孫、吳全節の後をついで第三代大宗師となる人物である）、孫謙益を、同提擧に陳日新を、毛穎達を上都崇眞萬壽宮提點に（毛穎達は皇慶二年六月に大都崇眞萬壽宮提點になるから、大都より上都のほうが下のランクだったことになる）任命する。[69] いずれも張留孫の弟子である。さらに總本山の龍虎山大上淸正一萬壽宮の住持提點兼本山諸宮觀事に吳以敬を任命する。

十月には、クビライ、テムル時代における張留孫の功績を尊重し、新政にあたって國家の安泰を願い、また正一教保護の意も込めて、かれに新たに志道弘教沖玄仁靖大眞人の號を與え、知集賢院事、領諸路道教事の職に任じた（A′型）。袁桷、處集によれば、知集賢院事は、集賢院大學士の上に位する官職である。吳全節に對しては、玄教嗣師、張留孫の舊職である總攝江淮荊襄等處道教都提點、さらに崇文弘道玄德眞人の號、「玄教嗣師之印」の銀印（視二品）が一氣に與えられた（A型）。[70] 翌至大元年七月二十四日、張留孫にC型の命令文が發せられているが、『龍虎山志』がこれに《加上卿》と標題をつけるのが正しいとすれば、本來は、大德十年六月のA′型命令文とセットのはずで、政變のごたごたの中で、遲延したものと考えられる。しかし實際の內容は、〃這の上卿張宗師根底、「江淮荊襄等の路分の裏に有的先生每根底頭兒と爲っ

て掌管せ者」と根脚裏薛禪皇帝の聖旨の裏に委付したので有っ來。「它が管す的教門的勾當は、張宗師的後頭は、它的正派の徒弟が接續して掌管せ者。横枝兒不揀那箇先生であっても休入去者。它毎根底休欺負者。它毎的勾當は休沮壞者」麼道、執り把て行的聖旨を與え了也〃と述べるごとく、大都崇眞萬壽宮や總攝江淮荊襄等路道教所の管理者を、張留孫の弟子たとえば吳全節以下が繼承していくことを保證するもので、この人事に張天師は介入できない。これをふまえたかたちで八月八日、〃這の玄教嗣師總攝江淮荊襄等處道教所事崇文弘道玄德眞人吳全節根底「江淮荊襄等處の田地の裏の應有的衆くの先生毎根底它を交て頭兒と爲して掌管させ者。但是各處の路分の裏の先生毎を管す的頭目、大小の宮觀の裏に住持す的提點、提擧等は、但是勾當の裏に合に委付すべき的人毎は它を交て選揀させ、媳婦の無い、清淨な好い先生毎を委付交せ者。更た它的文書の裏に曾て委付せざ的先生毎は、不揀甚麼勾當の裏にも休交行者。更た先生と做的人毎が有った呵、它の道教所の公據、戒牒の文書を受け交せ了、先生と做交しめ者。它の管す的道教所の勾當の裏に、不揀甚麼先生毎であっても休交入去者。恁は衆くの先生毎を太上老君の教法の裏に吳眞人的言語の裏に休交別了、別了的毎根底罪過を要め者」麼道、執り把て行的聖旨を與え了也〃(71)と命ずるC型聖旨が出されたのであった。注目すべきは、ここにおいて初めて總攝江淮荊襄等處道教所の公據、戒牒の發給權が明言されることで、それ以前の張留孫宛の聖旨群では、全く言及されていない。それが現れるのは、吳全節よりあとの至大三年二月二十一日のC型聖旨（至大二年十一月の特進を加授するA型命令文とセットをなす）にいたってである。(72)

張與材は、至大元年三月二十三日にカイシャンのもとに參內した。(73)そつなく皇太弟であったアユルバルワダと皇太后ダギへの接近をはかり、平章政事で大都留守をつとめるハサンの依頼で得意の祈禱の術もみせた。(74)そして五月、太素凝神廣道明德大眞人の號を加えられたほか、金紫光祿大夫（正一品）を特授、留國公に封ぜられる。この命令文（A型）と同時に、二、三、三十代天師に眞君を加封し、母の周惠恭に眞人號、嫂の三十七代馮淑眞に仙姑號をあたえる五通のD型命令文を受け取った。(75)クビライ以來認められてきた道士への度牒の發給權の繼續を保證するC型の命令文も得た。(76)だが、じつは大

眞人の號の獲得は、半年以上張留孫に遅れをとっていた。しかも張留孫は翌年には同じ正一品でも金紫光祿大夫より上の特進を授けられる。至大三年四月には、張留孫の曾祖父に銀青榮祿大夫（正一品）司徒信國公謚康穆、父に儀同三司大司徒信國公謚文簡の爵謚を特贈、祖母の吳氏と母の周氏に信國夫人を加贈、弟子の陳義高に眞人號を特贈するD型命令文五通が與えられるのであり(77)、カイシャン政權下で完全に張天師と張留孫の立場が逆轉する。それどころか、同じ至大三年四月に吳全節の祖父に昭文館大學士資善大夫（正二品）饒國公謚文靖の爵謚、祖母に饒國夫人が特贈され、父吳克己に大德十一年八月に遙授されていた翰林學士中順大夫（正四品）から一足飛びの榮祿大夫（從一品）大司徒の加授、饒國公の特封、母に饒國太夫人の特封がなされており(78)、張與材は吳全節の扱いにさえ及ばなくなっていくのである。

(4) 仁宗アユルバルワダ時代

至大四年、兄カイシャンを暗殺してカアンの座に就いたアユルバルワダは、新政策として、まず四月二十六日、佛教を管理する宣政院、功德使司の二つの衙門以外の〝和尚、先生、也里可溫、答失蠻、白雲宗、頭陀教等の各處路・府・州・縣の裏に有る他毎の衙門を都革罷さ教了、印信を拘收して了者。歸斷す的勾當が有った呵、管民官が體例に依って歸斷せ者〟という聖旨を出す(79)。クビライ時代以來の道錄司以下の衙門は少なくともいったん廢止になったと見られる。そのいっぽうで、張留孫の弟子で皇太弟時代から近侍していた大都崇眞萬壽宮提點夏文泳に、元成文正中和眞人、江淮荊襄等處道教都提點を特授するA′型命令文および銀印（秩視二品）を與えた。

張留孫に對しては、皇慶元年二月、玄教大宗師の前に「輔成贊化」の勳號を冠するA型命令文を發令する(80)。『龍虎山志』の編纂がはじまった翌皇慶二年の八月十一日には、その新たな名分に〝一品的印信を添え了與える〟C型命令文も出された(81)。同日、『龍虎山志』編纂の音頭をとった吳全節本人にも〝掌教的印信を與える〟C型命令文が出された(82)。いずれもカイシャン時代と同樣に、江淮荊襄等處の地面下の各處路分に有る大小の宮觀の住持、提點、提擧の選任權、戒法文書の發

給權をはじめ既得の權益を保證するものであったが、さらに使臣が宿泊できない場所として宮觀、房舍のみならず、菴院、廟堂が加えられ、末尾の一段に〝罪過を做し了宮觀裏り出去し了的が有った呵、宮觀の裏に再び休交入去者。但是宮觀の裏に有る常住の田地、水土は不揀甚麼物業↑它每的であっても、不揀是誰休典賣者。山林の裏の樹木、竹葦は休斫要者。這般に宣諭し了のだか呵、別了的人は罪過を有らしめ者〟という文言が附された。これは既知の直譯體碑にはまったく見られないものである。なお吳全節のためには、饒州路の雲錦山の萬壽崇眞觀に崇文宮の額を賜うD型命令文も出された(83)。また、『龍虎山志』の程鉅夫の序が書かれた延祐元年四月には、張留孫の師李宗老から遡って胡如海、李知泰、陳瓊山、馮士元、馮清一、七世祖師張思永までの七名に眞人號を追贈するD型命令文が出された(84)。そして、延祐二年五月、張留孫に開府儀同三司という人臣の位を極める最高の資品と、玄教大宗師の前に冠せられた勳號「輔成贊化」のあとにさらに保運の二字を加えるA型命令文が發令されたのである(85)。そればかりか、七月には、張留孫の曾祖父、祖父、父にそれぞれ集賢大學士光祿大夫（從一品）柱國、金紫光祿大夫（正一品）司徒上柱國、開府儀同三司大司徒（從一品）上柱國の官が加贈され、またカイシャン時代に封じられた信國公から魏國公に改封された。曾祖母、祖母、母は皆魏國夫人を加贈された(86)（D型）。これらは、既にいったん完成していた『龍虎山志』に是が非でも收錄すべき榮えあるデータであり、じじつ版刻のさいに追補された。

ひるがえって、張與材の入覲は、おそらく皇慶元年三月より少し前のことであり、同月に集賢院から代奏してもらい、〝如今であっても但是江南の田地の宮觀の裏に有的先生每は在先の體例の裏に依着して張天師根底戒法の文字を要め了先生に做者。文字の沒的人は休做先生者。這般に宣諭し了のだか呵、張天師の文字が沒く先生に做っ的人は罪過を要め者〟という以前からの度牒の發給權を更新・保證する聖旨を入手した(87)。少なくとも五月には大都の崇眞萬壽宮にいたことが、『啓聖嘉慶圖』（『道藏』「洞眞部・記傳類」『玄天上帝啓聖錄』『玄天上帝啓聖靈異錄』）の彼の序文から確認できる（張與材は、詩文はもとより書畫の腕前でならし、藝術の士との交流を好んだ(88)。この點は張留孫にはない才能であった）。嘉禧殿に參內したさい、

アユルバルワダは太保のクチュを通じて〝天師の嗣道は他に與比する鮮し。余一人之を嘉す〟と宣ったといい、張與材が龍虎山に歸るにあたっては、正一教全體および各宮觀五十餘箇所を庇護する聖旨（おそらくB、C型）を發令し、寶冠、法服を賜い、銀印（視一品）を給付した。[89] また上清宮の提擧に董處謙を任じた。[90] 延祐元年には母の周氏に玄眞妙應淵德慈濟元君の號を追封するD型命令文を賜った。[91] そのご、敕命によって上清宮にて雨乞いをして成功をおさめ、〝粟を捐して義倉と爲し以て貧乏を濟う〟などの活動も行ったが、アユルバルワダのことばとは裏腹に、もはや張留孫をしのぐことが不可能なことは、翌延祐二年の夏、はっきりする。そして、張留孫の榮光と『龍虎山志』の刊行を見届けた延祐三年正月十一日、張與材は、雪の降りしきる中、坐化したのであった。

三　命令文の體式

さて、以上年次を逐って列擧してきた複數のタイプの任命書のうち、まず、AとA′の制の違いは何か。いかなるときに「上天眷命、皇帝聖旨」を用い、いかなるときに「長生天氣力裏、皇帝聖旨」を用いるのか。卷中「宮門」、「諸高士」に關する限り、至元十八年に發令された張天師の下の道教都提擧兼提點大上清正一宮事、道教都道錄の任命書のみ、六品から九品の敕授にあたるため、中書省の敕牒――「皇帝聖旨裏、中書省牒……牒至准敕、故牒」の書式――であるほかは、[92] 龍虎山上清正一萬壽宮、大都、上都の崇眞萬壽宮以下各地の宮觀の住持提點、提擧（六字の法師號を與えられる）の任命書は五品以上の宣授であり、みなA′型で、皇慶元年以降A型に變わる。この點は少なくとも確實にいえるだろう（この法則にあてはまらず、皇慶元年以前にA型となっている例は、大德二年八月の吳全節を大都崇眞萬壽宮提點に任ずる命令文のみである）。これらの宣授は、張留孫自身が〝天師及び臣（張留孫）由り、制授され各宮觀に主たる者、百許人矣〟[93] というごとく、一括して張天師、張留孫が集賢院からカアンに代奏、申請して得たものである。同日發令のものが多いのはそのためである。實際に各道士がカアンから直接宣を受けたわけではない。なお、かれらが任命された南岳廟、杭州路龍翔宮、西太一宮、

宗陽宮、信州路萬壽眞慶宮、潭州路岳麓萬壽宮、衡山昭聖萬壽宮、龍興路逍遙山玉隆萬壽宮、饒州路餘干州萬安宮、鎭江路紫府觀、平江路致道觀、信州路德元觀、湖州路玄妙觀、吉州路浮山洞虛觀、揚州路玄妙觀、常州路通眞觀、潭州路王仙山登眞觀などの宮觀が、正一教でもきわめて重要な據點であったことがわかる。

皇慶元年以前の張留孫についていえば、最初に發令された至元十五年五月の法師號と江南諸路道教都提點を特賜する命令文のみ原則から外れるA型、そのご大德十一年十月の大眞人を加授する命令文まではすべてA′型である（ちなみに、全眞教の宋德方に眞人號を贈る至元七年の制詞、范圓曦に眞人號を贈る至元十一年四月の命令文はA′型[94]であり、混一以後も、この原則にずっとのっとっていたことになる）。至大二年十一月の特進（資品）の加授はA型だが、これは仙官の範疇からは外れるので同時に論ずるべきではないだろう。ところが、吳全節の場合は、張留孫と同じ大德十一年十月の玄教嗣師および眞人號を加授する命令文でA型。張留孫の大宗師、上卿の加授はA′型であったから、どうにも說明がつかない。張天師は、至元二十九年正月の三十七代天師のたんなる嗣教の認可のみA′型で、眞人號の授與はかならずA型である。その點はやはり特別扱いだったということだろうか。檢討の餘地をのこす。

いっぽう、同じ「上天眷命、皇帝聖旨」を冠するAとDのちがいはきわめて簡單である。「宜令○○○。准此」で締めくくられるAは、存命中の人物に對する直接の任命、授與であり、Dは、Aの對象者のうちとくに尊重の意を表わしたい人物のために、その父母、祖父母、曾祖父母をはじめとする親族、師（概ね物故者である）、先賢、先祖に美號、爵官を加封、追贈する場合に用いられ、「主者施行」の結句が示すように、間接的な授與といえる。

『龍虎山志』から得られるB・C型命令文、すなわち直譯體聖旨についての新たな知見は、列擧、整理するならば次のようになる。

譯語：至元十六年の聖旨で〝祝願者〟と譯されていたモンゴル語が至元二十六年以降の聖旨ではすべて〝祝壽祈福者〟と譯され、Sirge könürge の譯に一貫して〝醋酵〟を用いるなど同じ語彙、言い回しを用い、マニュアルに忠實に譯され

ていることがみてとれる。モンゴル政府で翻譯されたものをそのまま使用していると考えられる。とはいえ、例外もあり、ずっと太上老君的〈の〉〝教法〟と譯されてきた語が『龍虎山志』の編纂開始後の皇慶二年八月十一日に發令された張留孫、吳全節への聖旨では、ともに〝經教〟に代わる。したがって最初の編纂のさいの翻譯者と、追加分の命令文の翻譯者が異なったという可能性も完全には否定できない。**通知先**：至元十四年二月の張宗演、至元十六年二月十五日の張留孫への聖旨は、ともに冒頭の通知先を〝城子裏〈まちの〉、村子裏達魯花赤官人每〈むらのダルガチノヤンたち〉、來往行踏す底使臣每〈るエルチたち〉、管軍的官人每〈のノヤンたち〉、出軍底人每〈のたち〉、衆〈おお〉くの先生每〈たち〉、百姓每〈じんみんたち〉〟とする。行省、行臺等の官人は見えない。混一まもない江南の各機關は移動、統廢合を繰り返し、システム自體まだ流動的であったためとも解釋できるが、中統元年（一二六〇）六月十四日、卽位したばかりのクビライが開平府にて發令した聖旨（『元代白話碑集錄』三八頁は一二九六年に誤る）冒頭の〝道與隨州城縣鎭村寨達魯花赤每、大小官員每、去的來的使臣每〟、翌一二六一年の林縣寶嚴寺聖旨（『元代白話碑集錄』二二頁）と少林寺聖旨碑第二截の〝宣撫司根底、城子裏、村子裏達魯花赤官人每根底、過往使臣每根底、把軍底官人每根底〟、一二六八年發令の少林寺聖旨碑第三截[95]を經た書式を踏襲したものとも考えられる。なお、通知先の中に〝村のダルガ〟が確認できるのは、至元十七年（一二八〇）二月二十五日の聖旨（『元代白話碑集錄』二九頁）までである。至元十七年十一月五日重陽萬壽宮聖旨（『元代白話碑集錄』二三頁は一二六八年に誤る）以降は、管軍官人、軍人、管城子（裏）達魯花赤官人、過往使臣（往來使臣、來往的使臣）、衆百姓の順にほぼ固定する。また、各官廳を列擧する場合には、中書省、樞密院、御史臺、行中書省、行御史臺、宣慰司、廉訪司を管軍官人の前に配するのが普通である。ところが『龍虎山志』の場合、至元二十六年以降の聖旨では、すべて中書省（時期によっては尙書省）、樞密院、御史臺、行省、行臺、行司農司、宣慰司、廉訪司、城子裏達魯花赤、來往行踏的使臣、管軍的官人、軍人、百姓の順で、管軍官と軍人の位置に違いが見られる。この點については、編集の際に手が加えられている可能性も、否定できない。なお、通知先の中に各枝兒〈アイマク〉の頭目が現れるのは、『龍虎山志』では至大元年（一三〇八）八月八日附けの聖旨からで、既知の直譯體碑では、延祐元年（一三一四）七月二十八日附けの重陽萬壽宮聖旨（『元代白話碑集

錄』二九頁）がもっとも早い例であった。**先例**・クビライ時代は、成吉思皇帝（チンギス）、哈罕皇帝（カガン）を擧げる。哈罕皇帝（カガン）はオゴデイを指し、實名は擧げない。ところが、テムルは哈罕皇帝（カガン）とは絶對に記さず[96]、卽位した直後の至元三十一年七月八日の段階ですでに成吉思皇帝、月闊臺皇帝（オゴデイ）、薛禪皇帝（セチェン）と列擧し、クビライについてはモンゴル語の廟號を以て呼んでいた（ただし直譯體碑では先皇帝、世祖皇帝と譯す例もわずかながら見られる）。この書式は、以後のカアンにおいても踏襲される。次のカイシャンは、至大元年八月八日にいたっても完者都（オルジェイトゥ）皇帝すなわちテムルを擧げない。大德十一年九月の段階で廟號を定めているにもかかわらず。至大三年二月の段階では擧げている。そこで、旣知の直譯體碑も併せて見ると、カイシャンは至大二年の三月六日の段階でもテムルを擧げず、九月五日の聖旨に至って現れることがわかる（『元代白話碑集錄』五六、五九頁）。ちょうどその間に出された八月十五、十七日のダギの懿旨とアユルバルワダの令旨はテムルを擧げる。**答失蠻**：從來の研究では、免稅、免役對象者にムスリム識者を擧げるかどうかは歷代カアンによって差が認められ、クビライ、イスン・テムル、トク・テムルの聖旨には擧げられるが、テムル、カイシャン、アユルバルワダの聖旨には擧げられないという傾向があり、各時代の令旨・懿旨もこれに準據する、とされる[97]。ただし、クビライ期でも、至元十四年二月發令の張宗演宛の聖旨には見えていたのに、『元典章』に收錄される同年十一月の宗演宛の聖旨には見えず、直譯體碑、モンゴル語原件の同年の發令でもまちまちである。アユルバルワダ期のものでも、ダシュマンが現れる例がある[98]。『龍虎山志』收錄の聖旨はすべてダシュマンを記さない。この點はさらに詳細に調査する必要があろう。

以上の法則からすれば、蔡美彪が一二九三年に批定する趙州柏林寺聖旨第一截は一二八一年、一二九六年に批定する彰德上淸正一宮聖旨第二截は一二七二年、一二九七年に批定する彰德上淸正一宮聖旨第三截は一二八五年に訂正しなければならない。またジョナストが系年を保留する太原府石壁寺の牛兒の年の聖旨[99]は一二八九年、チベット佛敎僧宛のモンゴル語聖旨原件[100]も一二八九年、甘肅涇州の水泉寺の牛兒の年のモンゴル語聖旨[101]は、一二六五年もしくは一二七七年の發令だろう。

B型のいわゆる護持聖旨はA、A′型の命令文とほぼ同時に、印章、牌面とセットで降された。C型の命令文は、A、A′型の命令文の發令後、大體一年以内に出されたが、やはりセットで考えられていた。終南山重陽萬壽宮の「大元崇道聖訓王言碑」が李道謙宛の至元十七年正月のA′型命令文と至元十七年十一月五日發令のC型聖旨を、「宸命王文碑」が孫德彧宛の皇慶二年九月のA型命令文と延祐元年七月二十八日附けC型聖旨を、「皇帝聖旨碑」が楊德榮宛の至正二十三年七月二十二日附けのA型、B型聖旨を合刻するのも、まさにそのためだったのである。(102)

四　石の齢を越えて

『龍虎山志』に纏められた家傳、命令文、碑記は、ちょうど全眞教の永樂純陽萬壽宮や終南山大重陽萬壽宮に林立する命令文、道行碑など様々な種類の碑石群と同様の意味をもっていた。石に刻むことは、とこしえを意識した行爲であり、文書現物の燒失、將來起こりうる係爭などに備える意味もあった。(103)各種申請に必要となれば、關連の碑を採拓、添附すればよく、政府の側からも信頼のおける資料とみなされた。またそのためにこそ、立碑の式典に現地の官僚を招き、證人として碑にその面々の名を刻んだのであった。聖旨碑、敕建碑が好まれたのも、單にそれが榮えあることだったからではなく、そこに書いてある記述が皇帝の認可を得たものとして保證されるためであった。さらに、永遠性と流通性の兩方を滿たすために、石に彫ることと版木に刻すことがセットで考えられた。大量に廣く頒布、各機關、各個人が保管しておけば、萬一原石が滅びても復元可能である。(104)かくして巨石の立ち並ぶ碑林の世界をひとつの書物に凝縮した錄文集がしばしば刊行された。全眞教の各地宮觀の碑記を集めた史志經『長春大宗師玄風慶會圖說文』（至元十一年）卷五附錄、およびそれを增補した李道謙『甘水仙源錄』（至元二十六年刊）は、代表的な例である。

歷代張天師、張留孫、吳全節等が拜受した數多の聖旨も、龍虎山の演法觀、大上清正一萬壽宮、そして正一教の出先機關である上都、大都のふたつの崇眞萬壽宮に碑刻になって林立していた可能性が高い。じっさい、繆荃孫が『永樂大典』

巻四六五〇より抄出した『順天府志』所引の熊夢祥『析津志』によれば、大都崇眞萬壽宮璇璣殿の下壇には、〝張上卿、吳宗師及び開山の諸碑刻〟が有り、趙孟頫の書が多かったと傳える。[105] 明初に徐叔銘が北平にて入手し、劉崧が目睹したという吳全節の父母、祖父母への封贈誥詞の副書刻本もあるいは大都崇眞萬壽宮の碑からの採拓だったのかもしれない。[106]

では、なぜ『龍虎山志』がほかの道教の「志」に先んじて敕修、國家出版され、大量の命令文を碑刻にしていた全眞教において『永樂宮志』なり『重陽宮志』なり、同様の書が編まれなかったかといえば、ようは混一以後、正一教がすべての道教の上に立ち、大元ウルス治下の道教の出版を管理したからにほかならない（全眞教獨自の出版事業には、至元十七年の放火事件と『道藏』僞經問題が大きく響いた）。國家出版の多くを擔った地のひとつが杭州であり、三教に兼通した宗陽宮の杜道堅が中心となって早くから保擧と出版事業に取り組み、そのシステムを整えた。自身をとりたててくれたバヤンを顯彰する『大元混一平宋實錄』（大德八年）、禪宗の『碧巖錄』（大德九年）[107]、正一教傘下の杭州路天柱山大滌洞天洞霄宮についてまとめた『洞霄圖志』（この書の最初の刊行年は、知不足齋叢書本卷末題名の張與材、張留孫、吳全節の肩書きから大德十年六月以降大德十一年九月以前と知れる）および『洞霄詩集』（靜嘉堂文庫藏元刊本　三一・一×一九・五センチ　板框二四・〇×一五・六センチ　白口四周雙邊）の刊行。彼は、全眞教の著作の刊行についても張與材や集賢直學士江浙儒學提擧の趙孟頫にしばしば仲介を請け負った。はやくは、至元三十年九月に平陽府洪洞縣龍祥萬壽宮住持提點の姬致柔が杭州路の玉屛福惠觀で重刊した『關尹子言外經旨』（靜嘉堂文庫藏元刊本　三一・三×二〇・〇センチ　板框二〇・六×一五・八センチ　白口四周雙邊）があり、李道純の『清庵先生中和集』（臺灣國家圖書館藏明覆大德十一年刊本）にも序文を寄せる。また、『長春眞人玄風慶會圖說文』（三五×二四センチ　板框二四・五×一七・五センチ　白口四周雙邊　卷末の勸緣題名は、張與材、張留孫、吳全節の肩書きから大德八年二月以前のものとわかる）、『玄元十子圖』（『道藏』所收　大德十一年刊　趙孟頫の插繪）の二書は、全眞教の路道通が重刊を申請しており、とうじ刊行にあたって正一教の認可が必要であった證左となる。[108] さらには、大德十年に前湖廣官醫提擧の劉世榮が重刊した全眞教皇極道院の趙素の『新刊風科集驗名方』（靜嘉堂文庫藏元刊本　三一・二×一九・八センチ　板框二二・五

×一五·二センチ　小黒口四周雙邊）と『爲政九要』の刊行にも關わった。それらの多くは精緻な版刻技術と美麗な大字本という共通項をもつ。『龍虎山志』（縦三〇·三×横二〇·四センチ　板框二四·二×一七·五センチ　白口四周雙邊）の刊行は、あきらかにかくして培われてきた正一教の出版システム、ノウハウを利用したもので、ほんらい巻頭に繪圖・地圖が掲げられていた可能性もある。

ひるがえって、元明善が記錄する龍虎山の碑刻は、「新建信州龍虎山張天師廟碑銘」（南唐保大八年四月十日立、陳喬奉敕撰、謝仲容奉敕書幷篆額、王文秉刻字）、「貴玄思眞洞天碑」（開寶七年四月八日立、朱渙撰、徐繼宗書、周慶篆額）、「上清觀重脩天師殿記」（元祐二年春分日記、賈善翔撰、董邃書、陳晞篆）、「重脩靖通菴記」（嘉定八年十二月日、高似孫記幷書）、「改建靈寶記」（本文缺落）、「上清正一宮碑」（端平二年三月日、王與權記、何處恬書、趙與懃題蓋）、「龍虎山上清宮新建牌門記」（景定五年六月甲子日、周應合記）、「重建天師家廟演法觀記」（咸淳七年、周方撰幷書、王爚篆額）、「大元敕賜龍虎山大上清正一宮碑」（元貞二年、王構奉敕撰、卜忽■［木］奉敕書、盧摯奉敕篆）、「眞風殿記」（至元二七年十一月辛亥日、曾子良書）、「龍虎山大上清正一宮重建三清殿壇樓三門碑」（至元三十年十月、閻復撰、李謙書、董文用篆額）、「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」（延祐元年、元明善奉敕撰、趙孟頫奉敕書、郭貫奉敕篆額）「凝眞觀記」（至元二五年三月望日、曾子良記）の計十三件。漢代から南唐に至るまでの碑は、すでにいずれも摩滅がひどく錄文は不可能であったという。とくに、このうちの「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」は、張留孫が、完成したばかりの上清正一萬壽宮に、大元ウルスの正一教保護の歴史とその隆盛を後世に誇るべく碑を建てたいと、集賢大學士の李邦寧と大都留守のココダイを通じてアユルバルワダに願い出たもので、聖旨によって、元明善が文を撰した。まさに『龍虎山志』の編纂と連動する敕建碑である。

いっぽう、時代ははるかにくだって、清朝道光・咸豐期、高級官僚であると同時に金石蒐集家としても名をはせた吳式芬の『金石彙目分編』巻六「廣信府・貴溪縣」には、かれが所藏もしくは閲覽した龍虎山の宋元碑拓本が十一件記錄されている。

①宋上清宮尚書省牒：行書。政和三年九月。下方蔡仍記。湯純仁集歐陽詢書。慶元二年三月刊。范氏拓本。②宋龍虎山尚書省牒：行書。大觀二年、政和四年、五年、六年各一道。下方有大觀二年、政和六年王道堅表二道。倶正書。慶元三年刊。③宋龍虎山尚書省牒：行書。政和八年七月。下方有政和八年八月王襲明表。正書。慶元三年刊。④宋龍虎山尚書省牒：行書。淳熙十四年、十五年、紹熙四年、慶元二年、嘉泰四年各一道。下方刻留用光表。嘉定十二年刊。有王端中跋。至正六年重立。⑤元龍虎山道藏銘：虞集撰幷八分書。延祐四年四月（『道園學古錄』巻四五）。⑥元龍虎山眞風殿記：趙孟頫撰幷行書。延祐六年四月。⑦元龍虎山靈星門銘：歐陽玄撰。張起巖正書。後至元四年十月（『續修龍虎山志』巻中）。⑧元龍虎山長生庫記：揭傒斯撰幷正書。後至元五年八月。⑨元虚靖天師張繼先道行記：正書。後刻趙孟頫篆書大道歌。吳全節跋。至元後丁丑五月五日。見雪峰編。⑩元敕賜玄教宗傳碑：虞集撰。趙孟頫行書幷篆額。至正四年八月望。⑪元上卿玄教大宗師張留孫碑：趙孟頫撰幷正書、篆額。至正四年。府志：道教碑在西郭外浮橋頭嶺下。乾隆三十九年碑斷仆裂。正一眞人鳩工鑿嵌。

まず、①の注に〝范氏の拓本〟とあるので、錢大昕の『天一閣碑目』を見ると、以下のことが判明する。寧波の天一閣には、吳式芬の記錄する拓本のうち⑨以外は全て藏されていた。さらに⑫「上清宮鐘樓銘」（至治二年、虞集撰幷隸書）、⑬「天一池記」（至正三年、揭傒斯撰幷正書、至正七年五月十五日立石）の拓本もあり、やはりのちに吳式芬の目睹する所となって『攈古錄』に收錄されている。そもそも「天一閣」の名は、明の嘉靖四十年（一五六一）頃、范欽が藏書樓を建て、庭園に池を鑿っていたときに、この「天一池記」の碑陽、碑陰の拓本（『北拓（元50）』二九頁）を入手したことに由來する。范氏の龍虎山への想いは、いご特別なものとなった。吳式芬が記錄したこれらの拓本は、嘉靖末年まで遡ることは確かであり、孫星衍が『寰宇訪碑錄』に記す龍虎山關連の碑もすべてこの范欽の拓本によったものである。

ところが不思議なことに、『龍虎山志』收錄の碑文がこれらの拓本の中には一つもない。いずれの碑も范欽にとっては垂涎の的だった筈だから、嘉靖年間には既に滅びてしまっていたとしか思えない（『續集龍虎山志』、『重修龍虎山志』所收の碑記は、現存せずとも前志の記事を踏襲している可能性がある）。『道家金石略』にも收錄されていない。范欽の拓本は①～④の

宋代の尚書省の牒をのぞけば、全て延祐四年以降の撰文、立石である。いいかえれば、『龍虎山志』編纂以後のものしかない。そして①～④も、『天一閣碑目』によれば、實際には至正六、七年の刊で、保管されていた拓本もしくは『龍虎山志』の錄文から再刻された可能性が高い[109]。

周召の『續編』が增補する大元碑は、⑪と虞集の「張宗師墓誌銘」、そして同じく虞集撰書篆額の「皇元敕賜河圖仙壇之碑[110]」の三件。⑪については、吳全節が天曆二年に大都の東岳廟に立てた巨大な美碑があったが、至正四年に、やはり吳全節の手によってあらためて本家の龍虎山にも立石された。周召は、⑪が當時たしかに鵝溪の南二里に現存し、〝高さ三丈にして隆然として屹立し、過ぐる者皆睹觀す焉〟と傳える。同時に上清宮に立てられた⑩の文は、さかのぼること二十五年前の延祐六年に敕を受けて作製されたものというが、『道園學古錄』、『道園類稿』ともに收錄しない[111]。既に述べたように、⑪の張留孫の姿は、強烈な顯彰の意圖をもってことさらに飾り立てられていた。吳全節による僞作說すらある[112]。その虛像と齟齬をきたす『龍虎山志』收錄の碑の一群――これもまた吳全節の發案で纏め遺されたものであるのは皮肉だが――は、果たしていつ龍虎山から消えたのだろうか。

一九九九年六月、筆者はひとり、『龍虎山志』、『重修龍虎山志』を片手に當地を訪れた。だが、つねに政權と深くかかわってきた龍虎山は、近くは文革を經て、雍正、乾隆年間の碑すらもなく、いまや天師府には、上清宮から移されたという至正十一年製（方從義の銘文を刻む）の大鐘と周召のみた⑪「張留孫碑」の二つが僅かにのこるばかりであった[113]。典籍が碑石の齡に勝つ、まさに萬一の場合が起こったのである。

註

（1）たとえば『歷代名臣奏議』卷六七所引の鄭介夫「太平策」には〝今張天師縱情姬愛、廣置田莊、招攬權勢、凌爍官府、乃江南一大豪霸也〟とある。また、四十三代天師張宇初の『峴泉集』（『道藏』正乙部所收）卷三「正一玄壇題名記」は〝厥後莫盛於元〟といい、『明憲宗實錄』卷六六「成化五年夏四月戊午」は〝自前代閒有官封、然亦不常。

至宋以來、加以眞靜先生等號、而猶未有品級。胡元主中國、始有封爵、令視（三）〔二〕品。我朝革去天師之號、止稱眞人、延至于今〃という。

（2）高橋文治「張留孫の登場前後――發給文書から見たモンゴル時代の道教――」（『東洋史研究』五六―一　一九九七年六月）、同「承天觀公據について」（『追手門學院大學文學部紀要』三五　一九九九年一二月）、同「モンゴル王族と道教――武宗カイシャンと苗道一――」（『東方宗教』九三　一九九九年五月）。

（3）「彰德路湯陰縣鹿樓村創修隆興觀碑銘」（『道家金石略』七三八～七四〇頁）によれば、皇慶二年三月は辛卯が朔である。辛巳は三月ではありえない。二月の誤りだろう。

（4）杜潔祥主編『道教文獻』第一冊（臺灣　丹青圖書有限公司　一九八三年）に影印。故宮本の書誌については、阿部隆一『中國訪書志』（汲古書院　一九七六年　B一三七頁）に紹介がある。なお、中國國家圖書館所藏のテキストを實見したところ、下卷の一部と續編のみの端本であった。北京大學圖書館の鈔本は、未見だが、故宮本の寫しと思われる。

（5）後至元五年以前に江北淮東道肅政廉訪司が刊行した元明善の『清河集』三九卷は現存せず、清末の繆荃孫による輯佚七卷本には「龍虎山志序」は收錄されていない。

（6）『永樂大典』卷一二〇四三の七葉裏に「高士」《陳義高》の逸文がある。

（7）杉山出身の周召が第何代天師の敕授贊教か示す資料はない。『續編』の記事が四十四代天師まで及び、卷下「眞風殿記」の〃眞〃の字を〃貞〃の字に作るので英宗朱祁鎮以降の改訂と考えられること、『漢天師世家』は正統十二年、皇帝が幼少の四十六代天師張元吉の補佐役に贊教、掌書等の官を授けたといい、その一人が『重修龍虎山志』卷八「爵秩・府僚佐」によれば周應翰なる人物であること、『重修龍虎山志』卷十「藝文・綸言」によれば成化二年以降の贊教は鄭玉元、王紹通であること、以上から推測せざるを得ない。

（8）四十五代天師張懋丞は、張宇初、張宇清の甥で、洪武帝が父の張宇澄を氣に入り、劉基の姪を嫁がせた結果生まれた子供で、四十六代張元吉は、張懋丞の孫である。

（9）『峴泉集』卷二「龍虎山志序」。『永樂大典』卷二五三八の八葉裏から九葉裏、卷二五三五の二五葉裏、卷二六〇四の九葉裏などにその逸文が見える。

（10）『明憲宗實錄』卷六六［成化五年夏四月戊午］、卷八四［六年冬十月丁未］、卷九八［七年十一月丁巳］、卷一一二［九年春正月戊午］、卷一三七［十一年春正月丁巳］、『明史』卷二九九「張正常傳」、『禮部志稿』卷八九「懲戒張眞人」、『弇山堂別集』卷十八「衍聖眞人同坐事」等。『漢天師世家』は、この張元吉の獄について沈默、美辭を以ってごまかす。

（11）大德九年刊の『長春大宗師玄風慶會圖說文』（天理大學附屬圖書館藏）の版木の最後にも明代にこの大元時代の版木を用いて印刷頒布した際の助緣者として、四十五代天師

の弟子であった大上清正一萬壽宮忠勤扶教文學法師瘿溪周應瑜の名が見える。同時期にモンゴル時代の道教の榮華を示す二書が再版・重刷されている事實は、極めて注目に値する。

（12）洪武二十五年梅溪書院重刊の『事林廣記』別集卷四「道教類」には、『漢天師世家』のダイジェストと宋濂の序文が收錄されている。なお、三十八代張與材まで記す元刊本『事林廣記』の「天師世系」は、元明善『龍虎山志』に依據していない。

（13）『廬山復教集』、『敕修百丈清規』、『至正金陵新志』などに江南の白蓮教、禪宗に宛てた聖旨、法旨がわずかながら收錄されるが、いずれも大元時代中晩期のものである。

（14）一二五六年、クビライが開平府の建設を開始するさい祈禱を行い、五嶽四瀆の代祀に派遣された道士がこの王一清である。「創建開平府祭告濟瀆記」（『道家金石略』八六五頁）。

（15）『元史』卷二〇二「釋老傳」、『龍虎山志』卷上「人物上・天師」、卷中「大元制誥・天師」《贈三十五代眞人》。

（16）張江濤『華山碑石』「敕董若冲旨碑」（三秦出版社　一九九五年　三七、二六二～二六三頁）。

（17）北京東岳廟に今も屹立する趙孟頫撰幷書丹篆額「大元敕賜開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師道弘教冲玄仁靖大眞人知集賢院事領諸路道教事張公碑銘（以下「張留孫碑」と略稱）」（『北拓（元49）』一二二頁、『道家金石略』九一〇頁）は、〝歲己未、世祖軍武昌、已閒嗣漢天師張宗演名、閒使通問〟と誤る。もっとも、大德八年三月、張宗演に眞君を追封した雅文聖旨にも〝自王師臨鄂渚之初、而妙道達世皇之聽〟とある。

（18）至元三十年九月、嗣漢三十七代天師與棣書「解眞三十六代天子壙記」（陳柏泉編『江西出土墓誌選編』江西教育出版社　一九九一年四月　二五一～二五三頁）、『隱居通議』卷十六「漢三十六代天師簡齋張眞人墓誌銘」。

（19）『元史』卷八「世祖本紀五」［至元十二年四月庚午］。なお、二人は翌至元十三年正月から二月にも衢州、信州等の招諭に派遣されている。『元史』卷一二七「伯顏傳」、『新刊大元混一平宋實錄』（臺灣國家圖書館藏影元鈔本）卷中參照。

（20）『龍虎山志』卷上「人物上・天師」《三十六代天師》。

（21）『元史』卷八「世祖本紀」。なお、至元十三年二月「歸附安民詔」の條畫においても、〝前代聖賢之後、高尙僧道儒醫卜筮、通曉天文曆數幷山林隱逸名士〟が求められている。『元典章』卷二「聖政・擧賢才」參照。

（22）『元史』卷九「世祖本紀」［至元十三年四月壬午］、『安雅堂集』卷十「孫高士碑」、前揭「張留孫碑」、『龍虎山志』卷上「人物下」、卷下「大元敕賜龍虎山大上清正一宮碑」。

（23）『元史』卷九「世祖本紀」［至元十四年春正月丙申、己未］。

（24）神田喜一郎「八思巴文字の新資料」（『東洋學文獻叢說』一九六九年）、金芳漢「八思巴文字新資料」（『東亞文化』一〇　一九七一年）。

（25）『道園學古錄』卷四五「龍虎山道藏銘」〝黃君崇鼎、至元中佐天師、立道教所、多所畫諾〟、『揭文安公集』卷十二「樂丘碑」〝至國朝天下郡縣置道官。又置南北道教所以領之〟。

（26）『元史』卷九「世祖本紀」［至元十四年二月丁亥］、竺沙雅章「元代華北の華嚴宗――行育とその後繼者たち――」（『南都佛教』七四・七五　一九九七年十二月）。

（27）『元史』卷十「世祖本紀七」［至元十五年五月辛亥］、［冬十月乙丑］、『龍虎山志』卷中「大宗師」《授都提點》、《領荊淮道教》、《授玄教宗師》。

（28）『元史』卷十「世祖本紀」［至元十六年二月壬辰］、『龍虎山志』卷下「龍虎山大上清正一宮重建三清殿壇樓三門碑」（以下「三門碑」と略す）。

（29）『龍虎山志』卷下「三門碑」。

（30）『養蒙文集』卷四「崇正靈悟凝和法師提點文學秋巖先生陳尊師墓誌銘」。

（31）『龍虎山志』卷上「人物下・李宗老」、卷下「大元敕賜龍虎山大上清正一宮碑」。

（32）『元史』卷十「世祖本紀」［至元十六年冬十月辛丑］、卷二〇二「釋老傳・太一教」。

（33）至元十七年正月、十一月に全眞教の李道謙に陝西五路西蜀四川道教提點を任ずるA′型、C型の命令文が發令された。十二月には三茅山上清四十三代宗師許道杞が祈禱に驗ありとして、獨立宗教として認められ、翌年二月には三十八代宗師蔣宗瑛が招聘されている。張宗演、臨川の女冠煉師邵君も至元十七年、詔によって徵された。「大元崇道聖訓王言碑」（劉兆鶴・王西平『重陽宮道教碑石』三秦出版社一九九八年　一九、九七～九八頁）、『茅山志』（中國國家圖書館藏明刊本）卷二「大元詔誥」、卷七「三十八代宗師」、四十三代宗師」、『元史』卷十一「世祖本紀」［至元十七年十月甲申］、［十二月丙申］、［至元十八年三月丙申、甲辰］、［秋七月辛酉］、『危太樸集』續集卷三「端靜冲粹通妙眞人黃君壽藏碑」。

（34）『元史』卷十一「世祖本紀」［至元十七年秋七月己巳］、［至元十七年十月甲申］、『盧山太平興國宮採訪眞君事實』卷四「降香設醮意旨」、「宗師建醮意旨」。

（35）『龍虎山志』卷下「大元敕賜龍虎山大上清正一宮碑」、『元史』卷十四「世祖本紀」［至元二十四年］、『王忠文公集』卷十六「元故弘文輔道粹德眞人王公碑幷序」、『道園學古錄』卷二五「河圖仙壇之碑」。

（36）『松雪齋文集』卷九「隆道冲眞崇正眞人杜公碑」、『松鄉先生文集』（靜嘉堂文庫藏元刊本）卷一「大護持杭州路宗陽宮碑」、「杭州路純眞觀記」、『白雲稿』卷三「杜南谷眞人傳」。

（37）劉建「河北蔚縣玉泉寺至元十七年聖旨碑考略」（『考古』一九八八―四）、高橋文治「至元十七年の放火事件」（『東洋文化學科年報』一二　一九九七年十一月）。

（38）「玄門掌教大宗師存神應化洞明眞人祁公道行之碑」（『道家金石略』六九九頁）。

（39）『龍虎山志』卷中「大宗師」《總攝道教》、卷下「三門

碑」。

（40）『清容居士集』巻三四「有元開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師張公家傳」。

（41）『元典章』巻三三「禮部六・道教」《先生每做醮》。

（42）『臨川吳文正公集』巻二六「大都東岳仁聖宮碑」。

（43）『廟學典禮』巻二「左丞葉李立太學設提擧司及路教遷轉格例儒戶免差」。

（44）『元典章』巻三三「禮部六・道教」《住持宮觀事》。

（45）『龍虎山志』巻下「三門碑」、『元典章』巻六「臺綱二・體察」《察司合察事理》至元二十五年三月欽奉聖旨條畫第五款。

（46）『龍虎山志』巻中「天師」《三十七代嗣教》、巻下「大元敕賜龍虎山大上淸正一宮碑」、「大元敕賜大上淸正一萬壽宮碑」、『元史』巻十七「世祖本紀十四」［至元二十九年正月癸卯、壬戌］。

（47）『龍虎山志』巻中「天師」《授眞人》。

（48）『龍虎山志』巻中「嗣師」《授南岳提點》。

（49）『龍虎山志』巻中「宮門」《贈張閒詩眞人》、『養蒙先生文集』巻一「贈張宗師師祖制」。

（50）『王忠文公集』巻十六「元故弘文輔道粹德眞人王公碑幷序」。

（51）『元史』巻十八「成宗本紀」［元貞元年二月癸卯］。

（52）『龍虎山志』巻中「天師」《加封祖天師》、《贈三十五代眞人》。なお、前者の起草者は張閒詩への眞人號贈與の詔と同じ張伯淳である。『養蒙先生文集』巻一「加封漢天師制」、巻下「大元敕賜龍虎山大上淸正一宮碑」、「大元敕賜大上淸正一萬壽宮碑」。

（53）『龍虎山志』巻中「宮門・高士」《陳義高》、「張留孫碑」。

（54）『元史』巻十八「成宗本紀」［元貞元年七月壬寅］。

（55）『程雪樓文集』巻十九「揚州重建玄妙觀碑」。なお、程鉅夫は改額をクビライの至元年間のこととする。『臨川吳文正公集』巻二五「御香賚江陵路玄妙觀記」も同じ。

（56）『元典章』巻三三「禮部六・道教」《先生每做醮》。

（57）『郭天錫手書日記』（上海圖書館藏稿本）［至大元年十月二十日］。

（58）『龍虎山志』巻中「大宗師」《加眞人同知集賢院道教事》、《加同知集賢院道教事》。

（59）『龍虎山志』巻上「人物上・天師」が張與材の嗣教を至元三十一年とするのは誤り。

（60）『元史』巻十九「成宗本紀」［元貞二年春正月甲午］、『龍虎山志』巻中「天師」《三十八代掌教》。『松雪齋文集』巻九「敕賜玄眞妙應淵德慈濟元君之碑」が張與材の入覲を元貞二年春三月とするのは誤り。

（61）『龍虎山志』巻中「宮門」《熊貴實住持》、《李志立提擧》、巻下「大元敕賜龍虎山大上淸正一宮碑」、「大元敕賜大上淸正一萬壽宮碑」。

（62）『龍虎山志』巻上「人物上・天師」、『元典章』巻三三「禮部六・道教」《爲傳法籙事》、《爲法籙先生事》。

（63）『龍虎山志』巻中「天師」《授周氏仙姑》。

（64）『隱居通議』巻三〇「天師退潮」、『龍虎山志』巻上「人

物上・天師」、巻下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」。

(65)『龍虎山志』巻上「人物上・天師」、巻中「天師」《加三十六代眞君》、《加正一教主兼領符籙》、巻中「宮門」、巻中「諸高士」、巻下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」。なお同碑が李志立、章似志等への敍任狀の發令を大德八年三月のこととするのは誤り。

(66)『龍虎山志』巻中「嗣師」《授大都崇眞宮提點》、巻中「大宗師」《加大宗師》。巻下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」が張留孫への稱號授與を大德四年とするのは誤り。

(67)『道園學古錄』巻四一「元故累贈集賢直學士亞中大夫追封魏郡侯張公神道碑銘有序」によれば、張留孫は末弟張廣孫の子熙祖を成宗テムルにひきあわせケシクに入れている。

(68)『龍虎山志』巻中「大宗師」《特賜上卿》。

(69)『龍虎山志』巻中「諸高士」《孫益謙》、《毛潁達》、《夏文泳》、《陳日新》、「宮門」《吳以敬住持》。

(70)『龍虎山志』巻中「大宗師」《加大眞人》、「嗣師」《授總攝眞人》。

(71)『龍虎山志』巻中「嗣師」《總攝道教》。

(72)『龍虎山志』巻中「大宗師」《加特進》。

(73)『元史』巻二二「武宗本紀」「至大元年三月壬午」。

(74)『龍虎山志』巻上「人物上・天師」。

(75)『龍虎山志』巻中「天師」《加金紫封國公》、《封二代嗣師》、《封三代系師》、《封三十代眞君》、《加周氏眞人》、《馮氏仙姑》。

(76)『元典章』巻三三「禮部・道教」《有張天師戒法做先生》。

(77)『龍虎山志』巻中「大宗師」《贈大宗師曾祖父爵謚》、《贈大宗師祖母吳氏夫人》、《加贈大宗師父爵謚》、《加贈大宗師母周氏》、「諸高士」《陳義高》、『元典章』巻十一「吏部五・職制・封贈」《流官封贈等第》。

(78)『龍虎山志』巻中「嗣師」《授嗣師父翰林學士》、《贈嗣師祖父爵謚》、《贈嗣師祖母陳氏夫人》、《加封嗣師父官爵》、《封嗣師母舒氏夫人》。

(79)『元典章』巻三三「禮部六・釋道」《革僧道衙門免差發》。

(80)『龍虎山志』巻中「大宗師」《加勳號》。

(81)『龍虎山志』巻中「大宗師」《庇衛道教》。

(82)『龍虎山志』巻中「嗣師」《給印掌教》。

(83)『龍虎山志』巻中「嗣師」《賜崇文宮額》。

(84)『龍虎山志』巻中「宮門」《追封張思永等眞人》。

(85)『龍虎山志』巻中「大宗師」《加開府》、『元史』巻二五「仁宗本紀」「延祐二年四月乙巳二十八日」。「張留孫碑」は、保運の勳號を皇慶元年に誤り、開府儀同三司の加授と同日に弟子七名、祖師八名を眞人に封じたとするが、弟子の加封は『龍虎山志』巻中「宮門」「諸高士」には收錄されず、祖師の加封は七名、しかも延祐元年のことである。

(86)『龍虎山志』巻中「大宗師」《加贈大宗師曾祖父官封》、《加贈大宗師曾祖母吳氏》、《加贈大宗師祖父官封》、《加贈大宗師祖母吳氏》、《加贈大宗師父官封》、《加贈大宗師母周氏》。

(87)『元典章』巻三三「禮部六・道教」《有張天師戒法做先生》。

(88) 『龍虎山志』巻上「人物上・天師」、『書史會要』巻七、『圖繪寶鑑』巻五。
(89) 『龍虎山志』巻上「人物上・天師」、巻下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」。
(90) 現行の『龍虎山志』巻中「諸高士」《董處謙》には當該の命令文が收錄されていない。
(91) 『龍虎山志』巻上「人物上・天師」。
(92) 『龍虎山志』巻中「宮門」《陳士困住持》、「諸高士」《李庭晰》。
(93) 『龍虎山志』巻下「大元敕賜大上清正一萬壽宮碑」
(94) 『道家金石略』五九八、六一一頁。
(95) 中村淳・松川節「新發現の蒙漢合璧少林寺聖旨碑」(『內陸アジア言語の研究』八　一九九三年五月)。
(96) 既に前掲中村・松川論文二〇頁に指摘がある。
(97) 前掲中村・松川論文二〇～二一頁參照。
(98) たとえば『元典章』巻三三「禮部六・釋道」《革僧道衙門免差發》。
(99) 照那斯圖『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』(東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所　一九九一年五～十頁)。
(100) 『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』一一～一五頁。
(101) 『八思巴字和蒙古語文獻Ⅱ文獻匯集』一六～二〇頁。
(102) 『重陽宮道教碑石』五、一九、五四、九七～九八、一二四～一二七、一四〇頁。
(103) たとえば、「大元易州龍興觀宗支恒產記」(『道家金石略』九八六頁)に〝閒其常住事產等、悉與編民更互隣接、宜令其觀住持、將本觀所有一切事產等、從實明白眞書開列、深刻于石、永爲凭證、以絕其將來昏占侵奪爭訟之源者〟、大德八年九月に書かれた邵權の「御衣局記」(李經漢「薊縣《御衣局記》碑」『天津史志』一九八七―一)に〝守職者李得成等觀購局文券類皆紙書、不能垂示永久、欲刻諸石、命予記之〟とある。なお、全眞教の祖庭永樂宮には、定宗グユクの戊申年(一二四八)二月に馮志亨、李志常が給付した戒牒の現物がのこっており、その寫眞が一九九八年四月の段階では現地呂公祠の展示パネルに掲げられていた。その他の文書もまとめて保存されている可能性がある。
(104) 『長春大宗師玄風慶會圖說文』史志經後序。
(105) 『順天府志』「宮」(北京大學出版社　一九八三年　七四～七五頁)。
(106) 『槎翁文集』巻一四「書元吳眞人二代封贈誥詞副書刻本後」。
(107) 大德八年の三教老人序は、『松鄉先生文集』巻四「杭州路三教人士送監郡序」によって杜道堅のものと推測される。
(108) 天一眞慶宮の住持張洞冏が編んだ武當山の『啓聖嘉慶圖』も正一教の認可のもとに刊行された。泰定四年刊行の『茅山志』巻頭にも玄教大宗師吳全節の序と印が刻まれる。
(109) いずれも留用光の表、あるいは跋があり、當初の立石者は彼だろう。左街道錄で上清正一宮の事務を取り仕切った留用光は、慶元、嘉泰年間に田賦の免除などの申請を盛んに行った。同時代の「尙書省牒」碑の例からすると、牒は

〝尚書省牒〇〇〇：……［〇〇〇の奏状の引用］……：牒：奉敕、宜賜〇〇〇爲額、牒至准敕、故牒〟という形式の賜額を證明する〝敕黄の文字〟であり、衙府に到任した官員の迎接や宮觀の科差徭役等の免除等を保障する箚子と合刻されていた。『龍虎山志』巻中「詔誥」にも收録されていた可能性が高い。吳全節の亡くなった至正六年直後、四十代張嗣德には、これらの宋代の碑刻をまとめて重刊せねばならない理由があったと見られる。『龍虎山志』巻上「人物下・留用光」、『重修龍虎山志』巻九「田賦」および「紫清觀牒」、「升元觀敕」、「敕賜神居洞崇道廟學記」、「崇佑觀牒」、「三茅寧壽觀牒」、「白雲昌壽觀敕牒」（以上、『道家金石略』三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇頁）、「六和塔尚書省牒碑」（『北拓（南宋43）』七七頁）、『祠山事要指掌集』（中國國家圖書館藏明刊本）巻一等參照。

(110) 『峴泉集』巻二「遊仙巖詩序」〝遂命舟訪巖之右、曰明誠觀者、吳大宗師河圖仙壇也〟。

(111) 『道家金石略』九六二頁、『潛研堂金石文跋尾』巻二〇「敕賜玄教宗傳碑」。

(112) 王連起「傳世趙孟頫書道教碑眞僞考」（『文物』一九八三―六）。

(113) 『貴溪縣志』第三章「歷史文物」（中國科學出版社　一九九六年八月　一一八～一一九頁）にいう「元代玄教大宗師張公塘記」は立地場所不明。なお、『同治貴溪縣志』巻九之七「金石」は、⑩、⑪と明の「上清宮虚靖祠重建碑記」（在靖通菴）しか收録していない。

〔附記〕　本稿は、文部科學省科學研究費補助金（若手研究Ｂ）による研究成果の一部である。

In exploring the contents of the *Binwangnok*, I have been able to trace the movements of the embassy, and indicate the circumstances of the dispatch of the embassy in 1273, the personnel that comprised it, the route traveled back and forth between the Gaegyeong 開京 and Yanjing 燕京, the preparation for the welcome by the Yuan, the appearance of meeting with Qubilai qa'an and other important figures of the Yuan, and problems regarding the formal letters of gratitude or congratulation frequently presented by the embassy from Koryo. Finally, I have attempted to make some preliminary arguments on the various problems that came up in the negotiations concerning the relationship between the two governments.

THE SPHERE OF MONGOL WRITTEN EDICTS AS SEEN IN THE LONGHUSHANZHI: A PRELUDE TO THE STUDY OF THE ZHENGYI SECT

MIYA Noriko

In the year 1313, the Daoist Zhengyi, Orthodox Oneness, sect 正一教, which experienced an unprecedented and never to be repeated flowering under the protection of the Mongol Dynasty, established the Longhushan Dashangqing zhengyiwanshougong 龍虎山大上淸正一萬壽宮 as the head temple of the sect. In commemoration, the emperor Ren Zong 仁宗, Ayurbarwada-Qa'an, issued an imperial edict, *jarliq*, ordering the compilation and publication of the *Longhushanzhi* 龍虎山志, describing the history of the sect. A manuscript that almost perfectly preserves the form of the original is held by the Imperial Palace Museum in Taiwan. The manuscript contains a vast number of various types of official orders of appointment issued by the Mongol court to sect leaders and influential members, as well as numerous records of priceless stelae that are now lost. All the orders of appointment record the date of their issue, and some of the imperial edicts demonstrate a unique written form that is a direct translation of Mongol language wording into vernacular Chinese. These documents have been used here in order to record an accurate chronology of the Zhengyi sect in the Mongol period. In organizing and examining the official orders of appointment, I have attempted to consider the historical background of the work's publication and fundamental issues of its relationship to other works and epigraphy that have been used as primary historical sources, and additionally to prepare for a further study of written orders

of the Mongol period themselves.

QIAN DAXIN'S LOCAL HISTORY, THE *QIANLONG YINXIANZHI*

INABA Ichirô

Evidential studies 考證學, a philological approach to the historical record, was a discipline characteristic of the learning of the Qing Dynasty, but it should also be noted that the age was also a period when the compilation of local histories was extremely popular.

Qian Daxin 錢大昕 has been recognized as the most prominent of those involved in evidential studies, but his *Yuanshikao* 元史稿 was never completed and his reputation as a historian is not as high as it might have been. Nevertheless, as he treated local history as historical narrative, by examining the local histories that he compiled, it is still possible to appreciate his acuity as a historian. In this article, I consider his role as a historian through an analysis of the *Qianlong Yinxianzhi* 乾隆鄞縣志, a local history, which he had compiled.

Qian Daxin was involved in compiling three local histories in his lifetime, the *Rehezhi* 熱河志, the *Yinxianzhi*, and the *Changxingxianzhi* 長興縣志. Because his first effort, the *Rehezhi*, was from his early days as an official and scholar, it can be surmised that it was compiled in accordance with tradition. However, it was impetus for reading through numerous local histories and establishing his own style, and also for his building a collection of historical evidence.

The *Yinxianzhi* was compiled after Qian had retired from the bureaucracy and become the director of the Academy 書院 in the fifty-third year of the Qianlong era on the request of his intimate friend Qian Weiqiao 錢維喬, the governor of Yinxian. This local history is characterized on one hand by Qian's thorough examination of the *Kangxi Yinxianzhi* 康熙鄞縣志, compiled one hundred years earlier by Wen Xingdao 聞性道, an examination in which Qian applied the philological techniques of evidential studies to each description, indicating original sources, and also adding descriptions of events which he assembled himself, while on the other hand he organized the whole structure following the classical form. While the narrative praises Qing policy in the preface to each section of the work, the main body of the work elucidates historical reality, pointing out social contradictions behind the present prosperity and the weakness of the foundations to arouse the attention of politic leaders.